

「新型コロナウイルス感染症に対する本学活動基準<レベル2>
への移行に向けて」に関する補足事項

豊橋技術科学大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部

新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、大学として第2波を引き起こさないよう、感染拡大防止策を実践するため、国、愛知県から要請等を踏まえ、本学の活動基準レベルの内容を見直し、6月1日から本学の活動基準レベルを2に移行できるよう、5月末日までの間、現在の活動基準レベル3を緩和していくこととして、活動基準レベル2.5を設定しました。

活動基準の内容を以下のとおりを補足しますのでご留意願います。

1. 前期授業について

- ・対面授業及び演習・実習の開始は6月15日以降を予定しています。
- ・引き続き、5月中は県を跨ぐ不要不急の移動の自粛が求められていることから、国等の動向を見ながら、別途、県外からの学生の皆さんの移動（豊橋に移動後2週間待機含む）について、連絡します。

2. 研究室等における学生との教育研究活動等、就職相談等について

- ・各研究室における研究活動継続の届出については、担当（研究担当理事・副学長）から、別途、通知しますので、それにより届出をしてください。
- ・就職相談等の対応については、担当（教学等担当理事・副学長）から、別途、通知しますので、それにより対応願います。

3. 事務職員の業務について

- ・事務職員の業務の対応については、事務連絡協議会等で整理するなどして、届出をしてください。

4. 課外活動について

- ・課外活動の活動再開にあたっては、担当（教学等担当理事・副学長等）から、別途、通知しますので、それにより許可を得てください。
- ・許可した課外活動の状況は、チェックしますので、記録を残してください。

5. 出張等による居住地を離れての移動について

（活動基準の考え方）

① 5月31日まで

- ・特別な事情がある場合、出張については、事前に所属長の許可を得てください。旅行に

についても、所属長に届け出願います。

- ・なお、仮に認められた場合についても、本学に通勤する居住地（豊橋市内等）に戻ってから2週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務を求めますのでご留意願います。

②6月1日から

- ・特別な事情がある場合、出張については、事前に所属長の許可を得てください。旅行についても、所属長に届出願います。なお、仮に認められた場合についても、当面の間は本学に通勤する居住地（豊橋市内等）に戻ってから2週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務を求めますのでご留意願います

（健康観察の実施）

- ・本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻り、自宅待機中の際は個人で体温測定等健康状態について記録し、健康管理に留意するとともに、行動の内容（移動先での対面者、滞在時間、マスクの有無など）を記録しておいてください。

これは、仮に感染者や濃厚接触者になった場合、詳細な情報を保健所等から求められる際に備えるためですので、必ず行うようお願いいたします。

6. 構内入構への対応等について

①5月31日まで

- ・職務上の外部者との打ち合わせ等は、オンラインで実施するなど工夫を行ってください。
- ・公共交通機関の利用も可とします。（マスク着用、会話は控えめ、人と人の距離を確保、混んでいる時間帯はできるだけ避ける等）
- ・外部者の入構以外の選択肢のあるもの（私的な弁当等の配達）も控えてください。

②6月1日から

- ・職務上の外部者との打ち合わせ等は、オンラインで実施するなど工夫を行ってください。
- ・公共交通機関の利用も可とします。（マスク着用、会話は控えめ、人と人の距離を確保、混んでいる時間帯はできるだけ避ける等）

7. 教職員の勤務・学生の通学について

- ・出勤・通学（県を跨ぐ場合含む）については、在宅勤務、時差出勤、自動車・自転車・徒歩等、人との接触の機会を低減してください。公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用、会話は控えめ、人との距離を確保、混んでいる時間帯はできるだけ避ける等の工夫をしてください。

※今後の状況の変化により、この補足事項は随時更新されることが想定されますので、ホームページやメール等の連絡に注意してください。